

大分県薬剤師会長 殿

大分県福祉保健部健康づくり支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた肝炎治療特別促進事業に
おける肝炎治療受給者証等の有効期間の取扱いについて（お知らせ）

本県の保健衛生行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、肝炎治療特別促進事業における肝炎治療受給者証（以下「受給者証」という。）及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証（以下「参加者証」という。）の有効期間について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、関係医療機関に対する周知をお願いいたします。

記

1 内容

令和2年4月30日時点において、受給者証又は参加者証の交付を受けている者であって、令和2年3月1日～令和3年2月28日までに受給者証又は参加者証の有効期間が満了する対象者について、受給者証又は参加者証の有効期間を1年延長する。

従って、現在交付を受けている受給者証の有効期間終了に伴う更新申請及び治療開始前の治療期間の変更による届出並びに現在交付を受けている参加者証の有効期間終了に伴う更新申請は不要とする。

2 留意事項

- ・ 1に基づき有効期間が延長された受給者証又は参加者証については、引き続き、現に交付されているものを使用することとします。ただし、行き違いで既に更新の申請等があったものについては、新たな受給者証又は参加者証を交付します。
- ・ 肝炎治療自己負担限度月額管理票について、対象受給者のうち核酸アナログ製剤治療を受けている者には、現在交付されている受給者証に記載の有効期間が終了する月に新たなものを順次交付します。インターフェロンフリー治療を受けている者については、治療開始前に治療期間の変更を行う場合は、現在交付されている肝炎治療自己負担限度月額管理票を医療機関等で修正のうえ、使用するものとします。
- ・ 受給者証又は参加者証の記載内容の変更が生じた場合でも、有効期間に係る記載については記載の変更を行いません。
- ・ 上記以外の申請や届出等についてはこれまでどおり必要となりますが、これらの手続においては、郵送による申請や届出等でも受け付けています。

3 対象受給者及び参加者への周知

対象受給者のうち、核酸アナログ製剤治療を受けている者については、本来更新案内を送付する時期（有効期間終了の約3か月前）に別添の「肝炎治療医療費助成受給者証(核酸アナログ製剤治療)の有効期間延長について」のお知らせ（マイナンバーの取扱いについてのお知らせも含む。）を順次送付する予定です。また、対象参加者については、同日付で別添の「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の有効期間延長について」のお知らせ（マイナンバー

一の取扱いについてのお知らせも含む。)を送付しています。

担当医等におかれましても対象患者へ当該措置及び留意事項について周知されるようご配慮願います。

4 関係医療機関への周知

大分県医師会、郡市医師会、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患診療協力医療機関、肝臓学会肝臓専門医等、肝炎対策事業協力医療機関及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関には、別途当方から通知致します。

(連絡先)

管理・疾病対策班 末宗

TEL : 097-506-2665

FAX : 097-506-1735

大分県福祉保健部健康づくり支援課からのお知らせ

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の 有効期間延長について

令和2年3月1日～令和3年2月28日の間に有効期間が終了する方へ

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、現在お持ちの参加証の有効期間を1年延長する取扱いと致します。

従いまして、現在お持ちの参加者証の有効期間の終了に伴う更新の申請手続は不要となります。

【注意事項】

- ・ 現在お持ちの参加者証を引き続きご使用ください。(有効期間を延長した新たな参加者証の交付は行いません。)ただし、行き違いで更新の申請をされた方については、新たな参加者証を交付いたします。
- ・ 入院記録票については、同封の様式をご使用ください。(大分県のホームページからもダウンロードできます。)
- ・ 上記以外の申請や届出等については、これまでどおり手続が必要となりますが、郵送による申請や届出等も可能です。

この取扱いについては、各医療機関等にもお知らせをしております。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証申請手続にマイナンバーを利用する場合の確認書類について

番号確認に使用していた申請者本人の通知カードについて、令和2年5月25日から、氏名、住所等の記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続がとられているものにより、番号確認書類として使用できることとなります。今後、手続を行う際はご注意ください。必要な確認書類については、同封の「肝がん・重度肝硬変の参加者証申請手続にマイナンバーが利用できます」の案内をご覧ください。

ご不明な点がございましたら裏面の【問合せ先】までご連絡ください。

【問合せ先】

健康づくり支援課又はお住まいの市町村を所管する以下の保健所等にお問合せください。

保健所等名	住所	電話番号	所管市町村
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	別府市・杵築市・日出町
東部保健所 国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	国東市・姫島村
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	臼杵市・津久見市
中部保健所 由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	由布市
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	竹田市・豊後大野市
西部保健所	〒877-0025 日田市田島2-2-5	0973-23-3133	日田市・九重町・玖珠町
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	中津市・宇佐市
北部保健所 豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町39	0978-22-3165	豊後高田市
大分市保健所	〒870-0046 大分市荷揚町6番1号	097-535-7710	大分市

<問合せ先>

大分県福祉保健部 健康づくり支援課
管理・疾病対策班 097-506-2665、2663
担当：末宗

大分県福祉保健部健康づくり支援課からのお知らせ

肝炎治療医療費助成受給者証(核酸アナログ製剤治療)の 有効期間延長について

令和2年3月1日～令和3年2月28日の間に有効期間が終了する方へ

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、現在お持ちの受給者証の有効期間を1年延長する取扱いと致します。

従いまして、現在お持ちの受給者証の有効期間の終了に伴う更新の申請手続は不要となります。

【注意事項】

- ・ 現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。(有効期間を延長した新たな受給者証の交付は行いません。)ただし、行き違いで更新の申請をされた方については、新たな受給者証を交付いたします。
- ・ 肝炎治療自己負担限度月額管理票については、現在お持ちの受給者証に記載されている有効期間が終了する月に新たなものを順次交付いたします。
- ・ 上記以外の申請や届出等については、これまでどおり手続が必要となりますが、郵送による申請や届出等も可能です。

この取扱いについては、各医療機関等にもお知らせをしております。

肝炎治療受給証申請手続に必要なマイナンバー確認書類について

番号確認に使用していた申請者本人の通知カードについて、令和2年5月25日から、氏名、住所等の記載事項に変更がないもの又は正しく変更手続がとられているものにより、番号確認書類として使用できることとなります。今後、手続を行う際はご注意ください。必要な確認書類については、同封の「肝炎治療受給証申請手続にマイナンバーが利用できます」の案内をご覧ください。

ご不明な点がございましたら裏面の【問合せ先】までご連絡ください。

【問合せ先】

健康づくり支援課又はお住まいの市町村を所管する以下の保健所等にお問合せください。

保健所等名	住所	電話番号	所管市町村
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	別府市・杵築市・日出町
東部保健所 国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	国東市・姫島村
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	臼杵市・津久見市
中部保健所 由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	由布市
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	竹田市・豊後大野市
西部保健所	〒877-0025 日田市田島2-2-5	0973-23-3133	日田市・九重町・玖珠町
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	中津市・宇佐市
北部保健所 豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町39	0978-22-3165	豊後高田市
大分市保健所	〒870-0046 大分市荷揚町6番1号	097-535-7710	大分市
東部保健福祉センター (鶴崎市民行政センター内)	〒870-0103 大分市東鶴崎1丁目2番3号	097-527-2143	大分市
西部保健福祉センター (植田市民行政センター内)	〒870-1155 大分市大字玉沢743番地の2	097-541-1496	大分市

<問合せ先>

大分県福祉保健部 健康づくり支援課
管理・疾病対策班 097-506-2665、2663
担当：末宗